

行政改革・ 時間外手当の実態は 今後とも 時間外手当削減に努力

一新会
工藤 勝則 議員

問 ①職員給与②定数の見直しについて村長の考えは。

答 ①16年度、一律5%給与削減を実施、今後の地方財政への影響、他団体の対応状況を踏まえ適切に対応します。
②職員定数は、市制移行に向け、28年度の5年間で17人を増員する予定です。

問 職員の時間外勤務の状況と今後の考え方については。

答 時間外勤務は、業務の状況により所属長が時間外命令を出しております。
22年度の年間時間が最も多い職員は、858時間、月平均71時間

問 職員の適正人事については。

答 各課長が職員の勤務状況を勤務規定により管理しており、勤務態度に問題の職員はいません。休職者2名、病気休暇3名おり、今後更に適正な人事配置を行い職員個々

の能力向上の研修、健康維持、負担の軽減、時間外時間数の削減に努めてまいります。

問 組織のフラット化の見直しは。

答 本村では、11年に係長、14年に課長補佐を廃止しております。しかし、事務事業の進行管理のため、21年4月、総括主査を新設、24年度、総括主査の役割を見直し、旧係長、課長補佐の両者を兼ねた職務に見直しをします。

問 市制移行後の財政運営の考え方は。

答 市制後を踏まえ計画を順次策定し「住民福祉の向上」、「収支の均等」、「将来負担の適正化」を図り、自立して継続可能な財政運営に努めます。

今後建設予定の大型 3事業の事業費見込みは 3事業費合わせて 約71億4千万円の見込み

柳村 一 議員

問 今後予定されている(仮称)交流拠点複合施設整備、(仮称)滝沢小学校施設整備、スマートインターチェンジ設置事業について伺います。

①各事業費の見込み額は。
②3事業を行った場合の村債の長期的な予測は。
③スマートインターチェンジ設置による費用対効果は

屯所が約1億円の見込みです。新設小学校整備事業費は、全体で約27億円の見込みです。スマートインターチェンジ設置事業費は、最大で10億円程度の見込みです。

②一般会計の村債残高は、23年度末で約140億円です。3事業を実施することで、村債残高は24年度以降増加し、28年度末には約163億円となる見込みです。公債費の償還は、今後年間12億円程度の元金の償還が見込まれるので、プライマリーバランスを考慮して発行し、適切な財政

運営に努めます。
③本村の重要な幹線道路となっている国道4号、主要地方道盛岡環状線は、通勤通学時に激しい渋滞が発生するなどの課題があり、スマートインターチェンジを整備することで広域的移動の利便性の向上と交通分散による渋滞緩和が図られ、交通事故の減少などの効果が期待されます。また、救急搬送の時間短縮、物流時間の短縮による地域経済活動の活性化など、地域の医療や産業振興への普及効果が得られると推測されます。

その他の質問

指定管理者制度について
・コミュニティFMについて

オストメイトの 施策について

村として総合的に
判断します

しののめ会
武田 哲 議員

問 村のオストメイト対応施策(公共、学校、民間、個人)は。

答 本村の直腸機能障害や膀胱機能障害による身体障害者手帳所持者は、76人であり、ストマ装具の給付を行っています。

パリアフリー新法の施行により、役場庁舎1階トイレと菓子駅に設置されています。今後は、公共施設の新築、改修時には、多目的トイレとして整備していきます。



オストメイト(人工肛門・人工膀胱)用の設備を備えています
▲富山県上市町HPより引用

問 災害弱者の災害時の対応については。

答 災害弱者といわれる介助を必要とする高齢者、妊婦、障害者に対し、災害の程度や状況を踏まえ、緊急性に応じた情報の提供と、特段の配慮をしてみたいです。

問 オストメイト用の洗浄器具の貸し出しについて。

答 トイレに設置する洗浄器具は、現在、国が示している日常生活用具の給付、貸与の品目に含まれておらず、また、家庭用であっても設置工事を伴い、設置期間も長期となる

ことから貸し出しには適さないと考えます。

※オストメイトとは癌や炎症疾患などの治療のため、肛門・膀胱を切除し腹壁に人工肛門・人口膀胱をつけた方を言います。



▲おでかけらくらく情報(山形県)HPより引用

問 学校給食費の収納対策について。

答 「23年度における子供手当の支給等に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、収納対策に有効であると考え保護者をお願いしました。

しかし、子供手当制度が流動的であり、保護者の方々に混乱を招く恐れがあるため、滞納額がある場合のみ子供手当より天引き徴収します。

可決

滝沢村の市制移行推進に関する決議

齊藤健二他18名

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の流れが加速し、基礎自治体の役割が「市」を中心に大きく変化してきている。特にも住民福祉の向上を責務とする行政は、この流れに呼応し継続的かつ安定的に住民サービスを提供していくことが必要である。

このような中、超高齢社会をむかえる本村は財政基盤の衰退とそれ起因する住民サービスの低下が懸念されている。
滝沢村議会では、平成23年9月定例会において市制度調査特別委員会を設置し、市と町村の違い、市制移行の必要性等、また既に市制移行した先例自治体や現在市制移行を目指している自治体の調査等を実施してきた。

その調査の結果、「市制移行が滝沢の進むべき方向である」との考えに至った」と報告した。
現在、行政は更なる住民への理解を進めており、自治会連合会の声明、滝沢村商工会からの支援など多方面において協力的体制と機運の醸成が図られてきている。

また、県知事、県議会議長への支援要請や県議会での知事答弁等において、県条例の改正を含めた回答があるなど、周りの環境も整いつつある。

滝沢村議会では、このような流れに鑑み、市制移行に向かうべきとの考えのもと、平成26年1月の新市誕生に向け、住民、行政、議会が手を携え、住民の理解と協力を得るための取り組みを推進していくことを確認しここに決議する。

滝沢村議会